

クラスター対策の変更

- 現在流行している新型コロナウイルスは、オミクロン株の範囲内での変異であり、感染対策が大きく変更するものではない。
- 感染力は高く感染者が多く確認されているが重症となる者が減少している状況であり、クラスター対策として条例上の特別の措置を行う緊急性が少なくなっている。
- このため、クラスター対策条例による対策から新たなクラスター対策に移行する。

移行日:3月27日(主な学校の修了式(3/24)の翌週から)

【移行後のクラスター対策の概要】

①高齢者施設・医療機関

- ・重症化リスクが高い者が多く入所・入院している高齢者施設・医療機関の感染拡大防止対策は引き続き実施
- ・県への報告等の事務作業を軽減し、施設における速やかな対策を進めていただく手法に変更
- ・PCR検査支援拡充(10/10補助) → 当面継続

②保育所、学校等

- ・各施設の感染拡大防止対策のノウハウも出来つつある状況
- ・自主的な対策に移行(必要な助言、検査支援は、市町村とも協力しながら引き続き実施)

<クラスターの把握と公表>

- 上記①及び②の施設について、当面、7日間で5名以上の陽性者が確認された場合、県へ報告
※7日間以内に5名以上確認した時は、直ちに県へ報告
- 施設内感染と認められる者が5名以上確認された場合は、当面、次の内容を定期的に公表することで調整中
公表内容(案) : 市郡別に、発生施設ごとに陽性者数・施設分類を公表(施設名の公表なし)